

平成21年度不法投棄未然防止事業協力評価報告書

(平成22年度事業への継続: 有 無)

平成22年12月17日

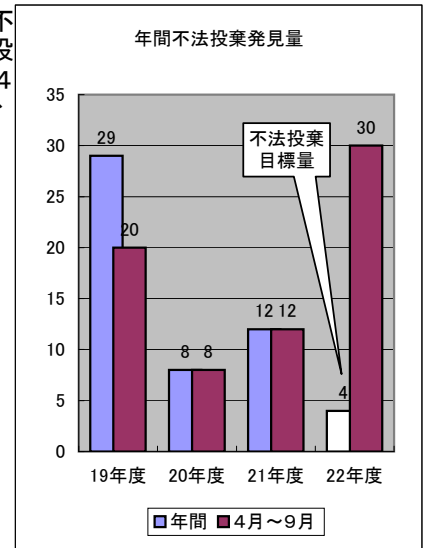
第三者委員会

No.3		都道府県名:岩手県			市町村等名:紫波町		
対象地域:紫波町全域				世帯数 [※] : 10,748世帯		人口数 [※] : 34,340人	
防止事業				引渡事業			
実施期間	平成21年4月1日 ~ 平成22年1月31日			実施期間	平成21年4月1日 ~ 平成21年6月30日		
内容	<ul style="list-style-type: none"> 看板製作、設置 監視パトロール 			不法投棄された特定家庭用機器廃棄物の回収・輸送方法	<ul style="list-style-type: none"> 職員が回収し指定引取場所へ運搬した。 		
	エアコン	ブラウン管式テレビ	液晶式及びプラズマ式テレビ	冷蔵庫・冷凍庫	洗濯機・衣類乾燥機	合計	
引渡事業の実績(台)	0	9	0	2	1	12	
	防止事業			引渡事業		合計	
	防止項目			小計	撤去等費用	再商品化等料金	合計
	設備費	労務費	その他経費				
事業に要した金額(千円)	136	833	0	(970)	0	35	(1,004)
交付した助成金額(千円)	67	417	0	(484)	0	35	(518)

※:世帯数及び人口は、平成17年国勢調査

I. 事業協力の評価

紫波町が平成21年度応募申請書に記載した対象地域における平成19年度の不法投棄発見量(29台)に対する平成22年度の目標削減率は86.2%(年間不法投棄目標量で4台)であった。年間不法投棄発見量の年間推移をそれぞれの年度で4月から9月までの半期で見ると平成22年度は既に年間の不法投棄目標量を26台上回っており、上記の年間目標削減率を達成できない。



II. 市町村の責務の遂行状況の評価 (推奨すべき点を含む)

- 1) 本委員会は、紫波町の義務外品体制に不備があると認め、平成21年10月に協会をして同町に対し改善要請を行わしめた。同町より協会に対し平成21年11月に義務外品体制等の整備についての報告書の提出があった。事後、同問題は改善されたと認められる。
- 2) 防止事業のうちポイ捨て監視員によるパトロールについては、協力覚書の締結以前より行われていたものであった。しかし、概算払い及び実績報告書の一部として提出された日報等を確認したところ期待される防止効果が必ずしも十分であると認められず、改善する必要があると考える。
- 3) 紫波町の責務は、I.、II. 1)及び2)を除き適切に遂行されていると認められる。